

社団法人 高知県木材協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この協会は県内の木材業者及び製材業者並びに木材関連業者が組織する団体もしくは業者を会員とし、会員間の緊密な連絡を保持して、その資質と識見の向上に努めるとともに、業界の世論を結集し、これを調整して木材業及びその関連諸産業の健全な発展を図り、もって国民経済の進展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この協会は、社団法人高知県木材協会（以下「本会」という）と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は、高知県の区域とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 木材業者及び木材関連業者の間における要望、意見、情報等を収集し、交換し又は総合調整すること。
- ② 木材業及び木材関連業の健全な発展のための要望並びに意見を公表しこれを関係方面に具申すること。
- ③ 木材業及び木材関連業並びにその関連諸産業の動向に関する調査研究を行いその結果を発表すること。
- ④ 木材貿易の振興を図ること。
- ⑤ 会員のための事業資金の確保に関すること。
- ⑥ 原材料の共同購入、製品の共同販売の斡旋に関すること。

- ⑦ 木材業及び木材関連業並びにその関係諸産業に関する知識を普及すること。
- ⑧ 木材業、木材関連業等の生産性向上のために技術又は技能の普及を図ること。
- ⑨ 木材関連業の構造改善事業の計画推進。
- ⑩ 木材の格付検査及びこれに付帯する事業。
- ⑪ 木材業者及び木材関連業者相互の福利厚生を図ること。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

(事 務 所)

第5条 本会は主たる事務所を高知市に置く。

- 2. 本会は理事会の議決を経て従たる事務所を置くことができる。

(通知又は公告)

第6条 本会の会員並びに役員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所又は居所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときはその場所)あてにしなければならない。

- 2. 前項の通知又は催告は通常到達すべきときに到達したものとみなす。
- 3. 本会の公告は、協会事務所に掲示しかつ、必要があるときは高知新聞に掲載するものとする。

第2章 会 員

(資 格)

第7条 本会の会員たる資格を有する者は、高知県内において木材業、製材業、木材販売業もしくは木材関連事業を営む者をもって組織する団体又は法人並びに個人業者であつて、本会の目的に賛成するものとする。

- 2. 前項以外のもので本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。

(加 入 金)

第8条 本会に加入しようとする者は、理事会の承諾を得て引き受けようとする口数に応じた加入金を納めたときに会員となる。

2. 加入金の額は1口 10,000円とする。

(議 決 権)

第9条 会員は総会において、各々1個の議決権及び選挙権を有する。

2. 会員は第22条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、会員でなければ代理人となることができない。

3. 前項の規定により議決権を行う者は総会における出席者とみなす。

4. 代理人は代理権を証する書面を本会に差し出さなければならない。

5. 賛助会員は総会に出席して意見を述べることができる。

(会 費)

第10条 本会は総会の議決を経て定めるところにより、会費の納入を怠った会員に対しては過怠金を課することができる。

(脱 退)

第11条 会員は90日前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2. 会員は次の事由によって脱退する。

① 会員たる資格の喪失

② 解散

③ 除名

④ 破産

⑤ 死亡

(除 名)

第12条 本会は次の各号の一に該当する会員を総会の決議によって除名することができる。この場合は、本会はその会員に対してその総会の会日の10日前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明す

る機会を与えなければならない。

- ① 長期間にわたって会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員
- ② 本会の対面を傷つけ又は、本会の目的遂行に反する行為を行った会員

第3章 管 理

(役 員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (一) 理事 20名以上
 - (二) 監事 3名
2. 理事のうち1名を会長とし、8名を副会長、2名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

(役員の仕事)

第14条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定める順位によりその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 専務理事及び常務理事は会長及び副会長を補佐して会務を掌理する。
4. 理事は理事会において議決権を行使し、会長の委任する特別の会務を処理する。
5. 監事は本会の業務及び経理を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(監事の兼務の禁止)

第15条 監事は会長、副会長、専務理事、常務理事、理事又は職員の職を兼ねてはならない。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は総会において会員及び会員である団体又は法人の役員のうちから選出する。

2. 必要ある時は会員外の者を選ぶことが出来る。但し理事は 3 名、監事は 1 名以内とする。
3. 理事の互選によって会長、副会長、専務理事、常務理事を選任する。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は 2 年とする。

2. 役員は再選することができる。
3. 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
4. 補欠で選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第 18 条 会長は本会の重要事項に関し助言を求めため顧問、相談役を置く事が出来る。

(規約)

第 19 条 支部、専門委員会並びに事務局の組織及び運営その他の本会の業務の執行について必要な事項は、定款で定めている事項を除き、理事会の議決を経て会長が規則で定めることができる。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第 20 条 会長は定款、規則及び総会の議事録を本会の各事務所に、又会員名簿を主たる事務所に備えておかなければならない。

2. 会員名簿は各会員について氏名又は、名称及び住所又は居所並びに加入年月日を記載しなければならない。
3. 会員は何時でも会長に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合、会長は正当な理由がなくしてこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第 21 条 会長は通常総会の会日の 1 週間前までに事務報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつこれらを主たる事

務所に備えておかなければならない。

2. 会長は監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
3. 会員は何時でも会長に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合、会長は正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(総会の招集)

第22条 会長は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、通常総会を招集しなければならない。

2. 会長は必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
3. 会員が総会員の5分の1以上の同意を以て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
4. 総会の招集は、少なくとも会日の10日前までに会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。

(総会)

第23条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2) 役員を選任
- (3) 会費並びに負担金、賦課金、加入金の決定及び徴収方法の決定
- (4) 借入金の最高限度額及び貸付金の最高限度額の決定
- (5) 会員の除名
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(総会の議事)

- 第 25 条 総会は、全会員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
2. 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 3. 総会においては、第 22 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。
ただし、出席者の 3 分の 2 以上の同意があった場合にはこの限りでない。
 4. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員数及び出席会員数
 - (3) 議事の経過の概要及びその議決の結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
 5. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

(総会の特別決議)

- 第 26 条 第 23 条第 5 号から第 7 号までの事項については全会員の半数以上が出席し、その出席者の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

(理 事 会)

- 第 27 条 本会に理事会を置く。
2. 理事会は、理事をもって組織する。
 3. 会長は、必要があると認めるとき又は理事が全理事の 5 分の 1 以上の同意を得て請求したときは、その請求のあったときから 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
 4. 理事会の招集は、少なくとも 5 日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。
 5. 理事会における理事の議決権は、おのおの 1 個とする。
 6. 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の決議事項)

第 28 条 次の事項は理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
 - (2) 規則の設定、変更又は廃止
2. 前項第 2 号の事項についての決議は、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(準 用 規 定)

第 29 条 第 24 条並びに第 25 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、理事会について準用する。

(支部及び支部長会)

第 30 条 本会は会員が住所を有する地域を区分して支部を置くことができる。

2. 会員は会員の住所を有する地域に係る支部に属するものとする。
3. 支部の区域、組織及び運営について必要な事項は規則で定める。

第 31 条 支部長は会員の中から会長が任命する。

支部長は定款、規則及び総会並びに理事会の決議により、支部の運営に当たるものとする。

第 32 条 会長は必要の場合、支部長会を招集し、会長が議長となる。

(委 員 会)

第 33 条 本会は規則の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するために専門委員会を置くことができる。

(事 務 局)

第 34 条 本会に事務局を置く。

2. 事務局に庶務を処理するために必要な職員を置く。
3. 事務局の組織及び運営について必要な事項は規則で定める。

第4章 経理

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経理)

第36条 本会の経費は、会費、加入金、賦課金、補助金及び寄付金その他の収入をもって充てる。

2. 事業年度末において残余収入が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

第5章 解散及び精算

(解散)

第37条 本会は次の理由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 設立許可の取消

(精算)

第38条 本会が解散したときは、破産による解散の場合を除いて、会長、副会長、専務理事及び常務理事が精算人となる。ただし、総会において他の者を選任したときはこの限りでない。

2. 精算人は財産処分の方法を定め、総会の決議を得て、知事の認可を受けなければならない。
3. 総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、精算人は知事の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。
4. 残余財産は、本会の目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

第6章 附 則

第39条 この定款は平成3年5月30日より実施する。

2. 設立当時の役員任期は第17条の規定にかかわらず、第1回通常総会の日までとする。